

令和8年山形県教育委員会10月定例会

令和8年10月14日
県庁舎教育委員室

- 1 開 会 午後2時
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 報 告
(1) 令和9年度県立学校（高等学校、特別支援学校高等部）入学者向け1人1
台端末の整備方針について (高校教育課)
- 5 議 題
議第1号 教職員の人事について (教職員課)
- 6 閉 会

令和9年度県立学校（高等学校、特別支援学校高等部）入学者における 「生徒1人1台端末」の整備方針について

1. 整備方針の概要

- 「公費貸与」から「保護者負担（自己所有）」への移行。
※ 令和9年度入学者より年次進行。在校生は卒業まで現行の貸与端末を継続使用。

2. 移行の理由

- 現在の端末は公費（国の臨時交付金等）で整備し、令和4年度から使い回しにより運用してきたが、耐用年数を迎え更新時期となっている。
- 初回導入時のような国の財政措置がなく、公費で一斉更新した場合は多額の一般財源負担が発生する。
- 高校生にとって、学校や家庭での学習や探究活動に端末を使うことが日常的であり、自分の端末を卒業後の進学・就職先まで継続して活用することが可能となる。
- 令和9年度は、全国の約8割（36都道府県）が保護者負担を予定している。

3. 端末種類及び購入上限額（県一括調達により市販価格より安価に提供）

	県立高等学校	県立特別支援学校高等部
端末種類	・Chromebook（現行OSと同一）	・iPad（現行OSと同一）
内 容	・本体、3年間保証、管理ソフト	・本体、キーボード、3年間保証、管理ソフト
購入上限額	・77,000 円（税込）	・110,000 円（税込）

※ 事業者の公募・選定により、上限額の範囲内で機種・購入金額が決定します。

4. 保護者負担軽減策及び配慮事項

- 住民税非課税世帯、生活保護世帯の生徒には、県保有端末の無償貸与を検討。
- 特別支援学校高等部の生徒には、特別支援教育就学奨励費制度により、ICT機器購入費（令和8年度上限 50,930 円）の適用が可能。
- 専用ECサイトにて、クレジットカード決済や分割払い等の多様な決済に対応。

5. 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年10月：方針公表（県HP、チラシ）中学校等への周知、事業者公募
- 令和8年12月：事業者決定（機種・価格等の確定）
- 令和9年 3月：合格者への購入案内、ECサイトでの購入・決済
- 令和9年 4月～：端末引き渡し、授業での活用開始

中学校3年生・義務教育学校9年生・特別支援学校中学部3年生及びその保護者の皆さまへ

県立高校・特別支援学校高等部において ご購入いただく学習用端末のお知らせ

令和9年度入学者からご自身の所有物として、学習用端末のご準備をお願いします。

県教育委員会では、ICTを活用した学びを推進しています。学習用端末は、鉛筆や消しゴムと同じ「**文房具のような必需品**」であり、授業や家庭学習において必要不可欠な教材です。生徒自身が自己所有として管理しながら主体的な学びを進めるため、入学時に学習用端末のご準備をお願いします。

県立高等学校

Chromebook 購入上限金額
Wi-Fiモデル **77,000円（税込）**

※指定機種以外の端末を購入する高校は、別途学校より連絡があります。

県立特別支援学校 高等部

iPad 購入上限金額
Wi-Fiモデル **110,000円（税込）**

【県立特別支援学校の生徒への補助制度】
全員を対象に「就学奨励費」による購入費の補助があります。（参考：令和8年度上限 50,930円）

※事業者の公募・選定により、上限額の範囲内で機種・購入金額が決定します。

学習用端末の購入時期と方法

購入方法等の詳細は、3月に実施される各校の入学者説明会でご案内します。

令和9年3月下旬以降、県指定の**専用ECサイト**から購入申込みを受付けます。



代金の支払方法



専用ECサイトでクレジットカード決済、コンビニエンスストアでの支払い等多様な決済手段に対応、分割払いも可能にする予定です。

端末の貸与等について



住民税非課税世帯・生活保護世帯に該当する生徒には、県教育委員会が保有する端末を貸与する予定です。

購入パッケージ内容



購入端末は「3年保証、初期設定、管理ライセンス」を含み、一括調達とすることでスケールメリットを活かした価格となります。

県立学校のネットワーク環境等



「校内Wi-Fi整備」「有害サイト制限（フィルタリング）」「セキュリティ設定」「学習用アカウント管理」等については、県教育委員会が整備・運用します。

県立学校では、ICTを活用した教育の推進に取り組んでいます



Google for Education
Reference District

県教育委員会では、Googleとパートナー自治体として連携し、ICTを活用した教育の推進に引き続き取り組んで参ります。

生徒全員にGoogleアカウントを付与し、Googleアプリ等を活用した学びを推進しています。



Gmail



ドキュメント



スプレッドシート



スライド



クラスルーム



フォーム



Gemini

※ Google, Chromebook, Google Workspace, Google Classroom, Gemini は Google LLC の商標です。

「1人1台端末」の活用場面



1人1人の習熟に応じた学習



グループ等で意見や考えを議論して整理



発表や話し合いでの活用



国内外の学校、企業や外部講師との交流



端末を用いた情報収集、写真や動画等による記録



シミュレーションなどを活用した思考を深める学習



複数人での、協働による作品の制作



端末の持ち帰りによる家庭学習

※イラストは『教育の情報化に関する手引き（追補版）令和2年6月』（文部科学省）から引用

よくある質問 (Q&A)

Q. 端末代金のほかに、毎月の通信費やシステム利用料などの集金がありますか？

A. 一切ありません。

学校内の高速無線LAN環境や外部セキュリティ監視体制、クラウド環境等の運用にかかる費用は、すべて県教育委員会が負担します。ご家庭でご負担いただくのは、端末本体の購入代金（3年間保証・管理ライセンス等を含む）のみです。ただし、家庭での充電にかかる電気代や、家庭学習における通信料につきましては、各家庭でご負担いただきますようお願いいたします。

Q. クレジットカード決済や、分割払いはできますか？

A. 多様な決済方法や各種分割払いに対応します。

合格発表後に開設される専用ECサイトにおいて、一括払いのほか、入学当初の教育費負担を抑えられる分割払いや、クレジットカード決済、コンビニ決済など多様な支払い方法をお選びいただける予定です。

Q. 経済的な理由で購入が困難な世帯への支援はありますか？

A. 無償貸与制度などの支援措置を講じます。

住民税非課税世帯や生活保護世帯に対しては、県保有の端末の無償貸与を検討しています。また、特別支援学校高等部では「特別支援教育就学奨励費」による購入費補助があります。

Q. 端末をうっかり落として壊してしまった場合、修理はどうなりますか？

A. 保証の範囲内で対応可能です。また、専用サポート窓口を用意します。

ご購入いただく端末には「3年間保証（定時制は4年間選択可）」が含まれます。万が一の故障や破損の際も、事業者の専用窓口が直接対応するため、スムーズに修理・交換の手続きを行えます。

Q. 指定端末を購入せずに、家庭にあるパソコンやスマートフォンを使うことはできますか？

A. スマートフォンによる代替はできません。画面サイズやキーボード入力等の観点から、学習活動における十分な効果が得られないためです。ご家庭でお持ちの端末を使用する場合は、授業やテスト等を安全かつ円滑に進めるため、各校が指定する端末と同一のOS（ChromebookまたはiPad）であり、学習に必要な動作環境を満たし、別途「管理ライセンス」をご購入いただくことで使用が可能となります。手続き等の詳細は、各校の入学者説明会（令和9年3月）でお示しします。

Q. 高校又は特別支援学校高等部を卒業した後、購入した端末はどうなりますか？

A. 卒業後もご自身のパソコンとして継続して活用できます。

公費貸与とは異なり、端末は生徒個人の所有物となります。卒業時に学校の管理設定を解除することで、進学先や就職先、ご家庭において、ご自身の端末として引き続きお使いいただけます。